

近代天津小站営田の 水利について

馬場 毅

はじめに

現在、天津市東南部の小站鎮は「小站稻」の産地として有名である。この地域の開墾は宋代にも遡り、その後明清以来何度も行われてきた。だが現在のような「小站稻」の産地としての小站の発展の基礎を作ったのは、清末光緒年間（一八七五〜一九〇八）、李鴻章の部下であった淮軍系の將領周盛伝、および彼の率いた盛軍である。

ところで日本の満鉄調査部は一九四二年に天津小站で水利慣行について調査を行い、その調査結果は『中国農村慣行調査』第六巻に収録されている。ただし管見の限りでは、日本ではこの地域に対する研究はなく、同書に載せら



れている河北省邢台県の水利問題について多くの研究があるのと好対照である。これは恐らく日本の水利史研究の焦点の一つが村落と水利組織との関係にあり、邢台県の場合には応答者の多くが村落の村長クラスや、水利組織の役員であり、村落や水利組織の具体的なありかたについての多くの情報が提供されているのに対し、天津小站の場合は、応答者の多くが南北運河河務局や河北省農田管理局の関係者であり、彼らの多くは日中戦争開始以後、転属してきた者が多く、それ以前の事について詳しくないのみならず、また村落レベルでの水利のあり方についてもよく知らず、このことについての具体的な情報が提供されていないことによると思われる。ただしそうはいっても、邢台県の場合には、水利組織は民間のものであるのに対し、天津小站の場

合は南北運河河務局や河北省農田管理局等の官側の組織であり、官側の組織が水利や農田をどのように管理しているかという点では、貴重な情報を提供しており、資料価値がある。

なお中国でも天津小站の水利についての研究は多くないが、管見の限りでは、まず郭鴻林論文^③が注目される。郭論文は近代小站の開拓者である周盛伝の屯墾について大変詳しい論文であり参考になる。ただ郭論文は、屯墾初期の光緒元年から光緒七年までのみを対象にしており、その後の時期は述べていない。さらに王建革論文^④、および最近出版された王建革著書^⑤が注目される。王建革論文は、『中国農村慣行調査』も資料として使いながら、邢台県を含む滄陽河上流と天津小站地区を対比し、前者は渠道灌漑と、水利組織である閘会と可分性の用水権を社会的に連携させた水利社会モデルであり、それは土地私有制を基礎とする旱地の水利モデルであり、一方後者の清末民初の天津小站営田は国家支配下の冠水防止と旱害克服を一体とする水利集権モデルであるとし、その特徴は国家の支配と初期の土地公有であるとする興味深い二つの分析モデルを提起している。さらに最近出版された王建革著書は生態環境と社会機構という視点から分析を行った力作であるが、その第一章で、王論文よりさらに対象地域を拡大し、大清河下流の水禍防御を例として環境変遷、河流の管理および中央政府と

の関係について分析し、さらに邢台県を含む滄陽河上流の水利社会の分析をし、また天津小站地区を含む湿地地区の水利について分析している。ただ周盛伝の創建の時期についてはあまりふれていないし、一九四〇年代満鉄の調査の時のこともあまり詳しくない。特に当時、水利の管理は主として、①南北運河河務局、②河北省小站農田管理局、③それ以外に村や農民個人が行うという三層構造になっていたのであるが、それぞれの機能の違いが明確ではない。したがって本稿では、小站営田の水利について周盛伝の創建の時から、一九四〇年代満鉄の調査時までの変遷について統一的に採り上げて述べたい。

一 周盛伝による小站営田建設

同治九年（一八七〇）、李鴻章は命により直隸總督兼北洋通商大臣となった。同治一〇年李鴻章の上奏により、周盛伝は畿輔に駐屯することになり、その軍である盛字営、伝字営等とともに、山東省の濟寧より直隸省青島の馬廠に移動した。周盛伝および盛軍がこの地に派遣された目的は、海防のためであり、同治一二年より同治一三年九月にかけて天津の東南の大沽海港に近い新城の修築と砲台建設を行った。その時工事のための労働力は民間から徴募することなく盛軍の兵士を動員し、その工事費用は、清朝から

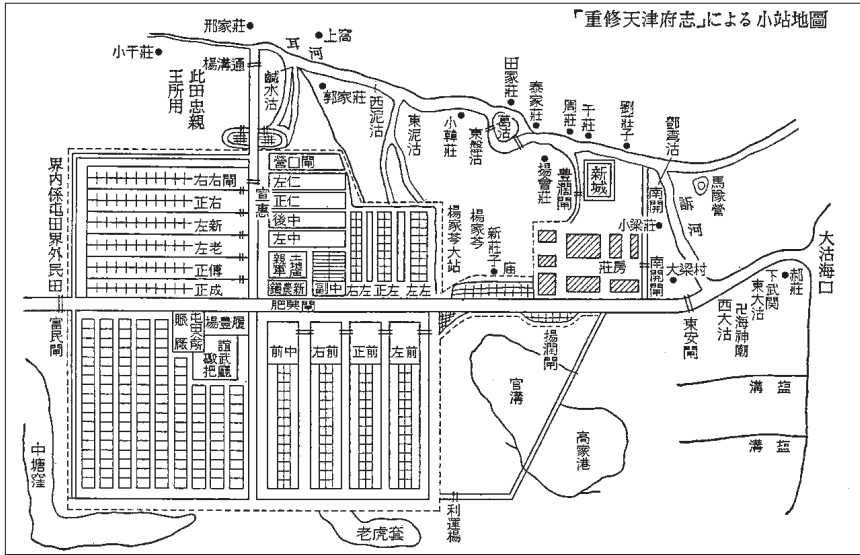


図1 小站地図

出所：『中国農村慣行調査』第6巻、190頁。

支給されることなく、盛軍兵士の給与を支払わずにそれにあてた。同治一三年、日本軍が台湾に出兵し、李鴻章の唱える海防は当時より緊要な課題となっていた。

李鴻章は同時に津沽一帯の屯墾を試行することを周盛伝に命じ、「盛伝は新城を建築する暇に、試みに一万畝を開墾し、千石を收穫した」。その後光緒元年（一八七五）二月、盛軍は馬隊が馬廠に留まった外、歩隊などの他の部隊は東方の天津小站に移屯した。そしてそこに新しい鎮を建立し、それが新農鎮、または興農鎮とよばれ、後世それが小站鎮と呼ばれることになった。

小站墾区の水利建設は二期に分かれて行われた。第一期は海河の水を引く工程である。その主要なものを述べるに、光緒元年、新農鎮から東方の新城までの三十余里の減河を引き、また新農鎮から北方へ鹹水沽で海河につながる二十余里の小開子引河を開いた。光緒二年、減河の下流で新城から東方の西大沽まで約三十里を開き東側でも海河につながる。また新農鎮の西方の減河上流の常流莊までの三五里を開いた。以上の結果、新農鎮で減河と小開子引河が交差することになった。さらに減河の左・右岸に四丈河、五丈河、四合堂河、大公河、南双開子河、中堂河の六つの溝河を引いた。また墾区の周囲に環溝を引き、その東南端から大溝を東方の新城まで引いて、塩水を排出させた。また新農鎮周辺に閘や橋を造った。これらの工事の主

要部分は、光緒三年に完成し、光緒七、八年に拡張ならびに河底を深く掘る工事が行われた。⁸⁾

第一期工事の最中、光緒三年一月、盛軍が哥老会に襲撃される事件が起きた。すなわち「正月初め訪ね聞くに近頃哥(老会)匪の混迹あり。中軍に命じて何松桂匪を吟味して捕らえて詳細に取調中に、その匪党が三日夜潜かに営外に赴き、各軍が備のあることを見て敢えて侵犯しなかつた。遂に機に乗じて仁軍および左軍右営、中軍前営、前軍右営の営外に積んでいた柴を焼き、また買売衝を放火略奪して逃走した」⁹⁾。資料的に今一つはつきりしないが、当時四川、湖南、湖北と異なり、哥老会が天津農村部にいたとは考えにくいので、この哥老会は淮軍系の盛軍の中に潜んでいて、軍の移動とともに、南方から移動してきた可能性が高いと思う。仮にそうだとすれば、外から見れば内部の兵士の反乱ということになるであろう。この事件の結末は、周盛伝が馬隊を出して追撃するとともに、自ら親軍を率いて追撃し、小韓村で哥老会をほぼ殲滅した。

また光緒三年から四年にかけて、有名な「晋豫旱災」が起き、直隸省では逆に大水害が起き、これらの自然災害で大飢饉が発生した。盛軍の駐屯地にも万余の飢民が助けを求めてやってきた。周盛伝は小屋を設け盛軍屯田会館(光緒元年、盛軍の兵士の集会のために新農鎮の外に設立した。満鉄調査時にはこの地域に会館村ができ、またここに

光緒一七年、盛軍の一四営の兵により周武壮公(周盛伝)およびその兄周剛敏を祀る周公祠が造られていた)で粥を施すとともに、各村でも粥を施させる等して救済を行った¹⁰⁾。このような大飢饉の発生を背景としながら、第一期の工事は行われた。

第二期は、南運河の水を引く工程である。すなわち南運河静海県斬官屯の九官閘から東方へ第一期で引いた減河の常流莊までをつなげる六〇里の工程である。これにより九官閘から西大沽まで、すなわち南運河から海河までの全長一五〇里がつながり、この減河を斬官屯引河、あるいは馬廠減河と呼んだ。この工程は光緒六年二月から四月までであった。

馬廠減河を通じての南運河の軟水は、それをまくなどして小站墾区の塩をとり除くのに大変重要な役割を果たした¹¹⁾。墾田の面積は、光緒七年段階で小站墾区と新城墾区の熟田が六万畝を下らず、そのうち新城墾区だけで六千余畝に達した¹²⁾。

ところで清朝国家は財政困難におちいつており、第二期を例としてあげると、「考察するに国庫の金はきわめて不足している。状況は民夫を雇って行うことは難しく、兵力を借りざるを得ない」。「盛軍歩隊十一営、銘軍歩隊十営、古北口、保定、大名、正定、河間等の処の練軍歩隊十三営、合計三十四営を引き抜いて移動することを命じて、堤

防を積み上げる事を担当する責任を負わせた¹³⁾とあり、これらの工事は、新城修築と砲台建設の時と同じく兵士を動員して行い、盛軍は動員された全營数の三分の一弱の十一營しか占めておらず、盛軍だけでなく他の軍の兵士も動員して短期間に工事を行った。ただし第一期は盛軍だけで行ったようである。

次にこれらの土地の耕種についてであるが、海防を目的とした近代的な軍隊の場合、兵士は日常的に訓練もしなければならず、耕種に専念することは難しい。それでまず光緒四年冬、新城の墾田で試験的に「佃戸を招いて二十余畝を小作させ」、それ以外の土地は「営より人を僱って耕種させた¹⁴⁾」。つまり最初から兵士は土地の開墾はしたが、耕種は行わなかった。その後土地を小作人に耕種させる面積が拡大した。光緒六年一〇月から七年二月にかけて、盛軍の營務処は局を設けて新城一帯および営より比較的遠い処で、上中下の熟田一万四五七〇余畝を民人を招いて小作させた¹⁵⁾。つまり小站墾区と新城墾区全体の六万畝の土地の二四・三パーセント、約四分の一の土地が小作人に耕種されたことになる。「畝ごとに等則を分け、大錢二百文、一百文を一様でなく斟酌して収めさせた。車屋等の項は、時に応じて計算した」。収められた小作費は別々に各營の將兵（弁勇）に与えて無償「労働の借りの返済」のほか、余りは新城の義学の用に加えた。また小作権の問題について

は、民人が領種（小作）する時には、盛軍の營務処は局照を發行したが、民人の中に盛軍は永くこの地に駐屯するわけではないので移動した後、小作権の保証について不安を述べる者がいたので、小作費を完納し田地を荒廃させなかつた者には、天津県より田照を發行して永小作権を保証することにした¹⁶⁾。それ以外の土地は、各營が民夫を雇って耕種させた。

馬廠減河やその支河（溝河）である耳河および橋の管理、閘の開閉のために、汎兵一二〇名が置かれた（これが満鉄調査部の調査時の河兵の前身と思われる）。ただし馬廠減河流域だけでも一四〇余里あるので、その堤防を管理するにはこの数では十分ではなかつたので、この時期に新しく増えた新農鎮や新城の橋や閘を管理することにした。ただし南運河から馬廠減河の分岐点である斬官屯の九宣閘などの橋閘は、河汎が管理して汎兵三十余人がもとから防守していた。新設された汎兵はそれ以外の各処の橋閘の守兵として分散して配置され、彼らの食糧は営田から供給し、余りが出れば保留して橋閘の修理の費用とした。その他に「なお規則を厳しく定め、民人が溝地を侵占することを許さず、上流の水を漏らすことの無いようにさせた¹⁷⁾」とし、小站の上流での用水を禁止した。

その後周盛伝は光緒八年、湖南提督となつたが、天津にとどまり將兵に西洋式の訓練を行った。光緒十一年（一八

八五)、母が亡くなり原籍地である安徽省の合肥に戻り喪に服したが、その直後に死亡し、武壯の諡を与えられた。その兄周盛波が湖南提督の職と、盛軍の指揮を引き継ぎ、さらに小站の営田経営を行った。しかしながら周盛波も光緒一四年(一八八八)に死亡し、剛敏の諡を与えられた。その後も盛軍は小站の営田経営を行ったが、光緒二〇年(一八九四)、日清戦争が始まると盛軍は前線に出勤し、全軍壊滅して盛軍の編成が撤廃された。

二 清末の小站

盛軍の編成が撤廃されて以後、日清戦争後の光緒二二年(一八九六)、新たに小站営田局が設立され、直隸総督に属することになった。すなわち営田は従来軍の管理から行政の管理に移され、軍田から官田となった。小站営田局は小站、新城、鹹水沽の営田を管理することになった。その時に、さらに佃戸を招いて小作させ小作料を納めさせた。ただし前述のように墾田が水利の面ではほぼ完備された初期段階の光緒七年段階でさえ、小站と新城の墾田面積の四分の一が永佃(永小作)権を認めた佃戸に貸し出されているのであり、その比重は盛軍が前線に出勤した光緒二〇年段階ではより大きくなっていったのではないかと思われる。また「佃戸は多く盛軍の旧部隊の関係者であり、昔開墾に

尽力した者」と述べられているが、満鉄の調査では全軍出勤した後、戻ってきた兵士は少なかったと言われており、盛軍の兵士出身の佃戸は数的には少数ではなかったかと思われる。営田に働いている佃戸が、自らの優先的な用水権を維持する口実として、ことさらに盛軍の兵士が多いと主張した可能性が強い。なお光緒三二年(一九〇五)に墾務局ができ、しばらくして営田局と合併し、天津営田墾務総局となった(ただし本稿ではこれ以後も営田局の名称を使用する)。

盛軍が去った後、小站には新しい軍隊が駐屯した。すなわち日清戦争後の光緒二一年、清朝は淮軍が壊滅したので新軍を結成し定武軍と名付け、胡燏棻に訓練を命じ、彼はこの訓練を小站で行った。その後袁世凱がその職を引き継ぎ、定武軍を有名な新建陸軍(新軍)と改名し、小站到駐屯しながら訓練を行った。

ところで盛軍の壊滅とその編成の廃止により、小站営田は盛軍のもとで保持していた減河の優先的な用水権が、上流での開墾により脅威にさらされた。特にこの傾向は、清末南運河の水量が減少していくと、営田にとって深刻な問題になった。

まず日清戦争後、民人が営田の上流で墾田をして水を求めてきたのに対して、営田局は当時は水量が豊富であったので、まず営田に用水し余りを民田に分けることと、民田

は畝ごとに津貼錢二百文を納め、それを河をさらい開を修理するのに用いることにするという規則を定めた。すなわち従来の上流での民田開墾禁止策から条件付きで民田の開墾を認めることにした。ただ当時の民田は数十頃（数千畝）に過ぎず、下流の営田にとってそれほど脅威ではなかったと思われる。

ところがこのような状況は「庚子（一九〇〇年）後、富裕な士紳、大商人が競争して土地を購入して墾田にし」、すなわち資本蓄積した富裕な士紳、大商人が農田開発に投資をし始め一変した。このような動きの背景には、一九〇一年以後、清朝が光緒新政を開始し、様々な産業育成策をとり農業分野でもその一環として農田開発を推し進めたこと、および一九〇一年以後、直隸總督兼北洋大臣に袁世凱が就任し、彼が直隸で清朝国家の上述の方針を推し進めたこととも関係していると思う。馬廠減河上流の農田開発の主体には、後述するような株による出資金を集めた公司も参加していた。

大規模な農田開発の例として、「張道健勲一人がついに三百余頃の多きに至った。すでに安価で営田の上流地を得て、去年営田を請け負って行う事を名目にして、河水を遮りその荒れ地を浸した。営田の佃戸が多く集まり、生命をかけて相争い、大禍を醸成するほどに至った。営田も災害を報じた」という状況であった。その他に光緒二八、二九

年（一九〇二、〇三）、農務局憲黃が上流の種福台一帯を調査して、荒れ地を大いに開墾しようとしたが、営田に不利になるので止めた。また光緒三〇年（一九〇四）になって、広東の福興公司が株を集めて、種福台に来て荒れ地を買って私田を開墾することを試み、これにかこつけて種福台の官地を請け負い小作し、官の荒れ地を開墾することを認められたと称し、朝宗橋の南岸で昔から有った佃民が水をくみ取る涵洞を一つの木閘に改築し、河の泥水を田に入れることを請願した。天津道憲王が規則を定め、穀雨節（陽曆四月二〇日、または二一日）前数日放水することを許し、その時を過ぎれば厳しく閉めることを行い、営田に障礙となることを恐れた。三一年、当該公司はまた朝宗橋の南岸で任意に私に一つの大石閘を建て、水が溢れるときになると、木、石閘の板を啓いて放水し、専ら私地に泥水を入れた。（中略）。泥沙が次々と停滞し、下流の河底は泥が沈殿してふさがり、遂に六、七尺の高さに至り、水流が流れず、去年上流の小王荘で決壊し、全ての営民等の稲田出産数は十萬金となるのに、全て旱害により荒廢した。また仁壽公司が上流の南岸に涵洞設置をしようとして、禁止される事も起きた。

またこの時期、南運河の水量が激減し、馬廠減河に水を流せば航運に支障がでるほどであった。しかし営田の佃戸にとって稲の苗を植える芒種節（陽曆六月六日）の前後は

水が是非必要であった。そのため営田局の王総辦を経て直隸總督袁世凱の批准により、芒種節の前後一四日は運河の水の多少に拘わらず、営田が水を十分に使用することになった。しかし翌年、南運河から馬廠減河への分岐点の九宣閘の呂千総が期限になっても閘板を開けず、南運河の水が流れず、そのため多くの佃戸が営田局にきて、九宣閘の閘板を開けることを請願することが起きた。

このような民田開發や南運河の水不足などにより小站と新城の営田六万畝のうち、一万畝はすでに荒廢し、毎年苗を植える四万余畝も水不足のため十分な灌溉がされず、十分な收穫は望み難しという厳しい状況であった。

営田局もこのような大規模な民田開墾の動きに対抗して、民田は南双閘、北双閘の二里以内でしか用水の必要性が高い稲田を作らせないという規則を作り、稲田の作れる面積を制限して営田の用水を確保しようとした。その他に佃戸が小作料を納めないことが無ければ、永小作権を認めることを確認した。

馬廠減河の橋閘の管理は、周盛伝の時代には前述したような盛軍の下の汎兵が行っていた。日清戦争後は馬廠減河の閘の管轄は天津道に帰属した。その後、天津道と営田局の両者の共同管轄となった。なお清代華北の河務を取り扱う中央機関として京畿河道總辦処が中央機関として華北の河務を行っていた。また光緒年間から宣統年間にかけて通

州を本部とする河務道台がいた。これが民国以後、河務局と変わる。ただし馬廠減河の管理には河務道台は関与していなかった。

三 民国期の小站

(一) 民国前期・中期の小站

中華民国成立以後、一九一二年に河務局が成立し各河を管理することになった。そして河務局が馬廠減河の管理に関係するようになり、河兵（後に巡工夫とも呼ばれるようになった）が堤防の決壊を防いだり、破損状態を監視した。大水の時は決壊を防ぐなど堤防の管理をするようになった。河兵は馬廠減河を三段に分け、一隊は二、三〇名で三隊で馬廠減河の監視を行った。その他に、河兵の配置以前に、閘夫が西は南運河との分岐点にある九宣閘と小站の東の興農閘の近くの東閘口に配置され、閘の開閉を行うようになった。また一九一五、一六年頃、順直水利委員会が天津イタリア租界に成立し、水利関係の立案を行った。営田局は、一九一五年、直隸省長公署に所属し局長を置き、従来の小站、新城、鹹水沽のほかに新たに軍糧城の官田も管理することになった。一九一八年、軍閘徐樹錚が小站で兵を訓練し、その後営利のために開源公司を樹立し

た。一九二五年、徐は軍糧城、榮淀に農場を作り稻田を開墾し、ここで生産したものを小站稻と称するとともに、軍糧城に工作站と種稻実験站を設立した。これが後に軍糧城稻作研究所となった。一九三〇年、国民党の傅作義が天津警備司令を離任するときに、知人の南開大学校長張伯苓に宮田局の局産を管理してもらうことにし、その後南開大学の校産として校田管理処で管理した。一九三七年一月、国民党の宋哲元の率いる冀察綏靖公署が回収し、小站宮産(宮房)管理局を設立し、小站は再び官田となった。

この時期も有力者による大規模な民田開發が引き続いて行われた。代表的な例として、前述した軍閥徐樹錚が一九二五年、軍糧城、榮淀に農場を作り稻田を開墾したもののほかに、軍閥張敬堯が中塘付近で三万畝を開墾し、また宮田局長が勳記公司を作り、中塘付近で二万畝の開墾を行った。

また用水をめぐる、村民同士の直接的な衝突になる事件が増え、また静海県民との争いも起こり、その解決は宮田局を越えて、より上位の地方政府によって行われることが増えた。たとえば一九二〇年頃の春、上流の静海県の村の者が、潮宗橋、種福台に各一個の涵洞を作り小站の需水期に引水したので、小站の者が涵洞を閉めにいったり、相手側の間を捕らえたりして大喧嘩になった。結局津海道公署に訴え、小站地区が勝ち、下流の小站地区に優先的に

水を使わせること、六尺以上の水量の時には上流の涵洞にも引水させることになった。また天津県民と上流の静海県民との水争いの場合、両方の県長が相談して解決したこともあった。水争いの例として一九三四年一月、静海県王陰莊、常流莊等十余村の村民が、馬廠減河上流に涵洞を作り引水したので、小站地区の者がそれを破壊して械闘となった。その他に県を越えた争いかどうか不明であるが、村同士の水争いで発砲騒ぎも起きた。

盧溝橋事変以前、天津県では小満節(陽曆五月二日、または二二日)以後、小站地区が使水する時になると、上流にある五丈河や南北双閘は閉めさせて水がいかないようにした。また溝河にあたる耳河でも馬廠減河より二里以上の土地は先に使水できなかった。そして宮田局丁が二里の地点に派遣され、石壩を作り水が流れないようにした(盧溝橋事変以後は、局丁は派遣されなくなった)。そのため周囲の村民と水争いがあった。

(二) 日中戦争開始後の小站

(1) 南北運河河務局の水利管理

日中戦争開始以後、一九三八年二月、南運河河務局と北運河河務局が改組合体し、南北運河河務局となった。

南北運河河務局は小站宮産(宮房)管理局の後継組織である農田管理局の管轄地を含んだ斬官屯から西大沽までの馬

廠減河、ならびに両側の堤防の外で河と平行している耳河までを、南運河第六段として管理した。なお涵洞設置を許可する場合は、以前からの慣習もあるので農田管理局と相談した。この堤防の管理をする者を、工巡夫あるいは以前と同じように河兵と呼んだが、その数は激減し、以前に比べて管理機能は弱体化したと思われる。南運河近くの九宣閘から潮宗橋までを二名、潮宗橋から海河までを三名で担当した。彼らは馬廠減河近くの村に住み、南北運河河務局に雇われ給料もらい、河に異変がありそうな時には、河務局に報告した。その他に河務局は、馬廠減河十里以内の住民を洪水防止などのため、徴用することができた。

南北運河河務局は、さらに馬廠減河の二つの閘を管理した。一つは南運河との分岐点にある静海県の九宣閘である。そこには閘目一人、閘夫四人(五人)が配置され、南北運河河務局から雇われ給料が支給されていたが、彼らは農業や九宣閘管理人の炊事人、茶店兼鍛冶屋との兼業である。閘夫の日課は閘入り口にある標木の水位を見て、唐官屯にいる九宣閘の管理人に報告をする。その他に管理人の命を受けて閘の開閉を行う。下流の水田の需水期は新暦四、五、六月、特に芒種節(陽暦六月六日)以後であるが、古くからの習わしとして小満節(陽暦五月二一日、または二二日)前後に閘を開けた。また盧溝橋事変以後は、需水期に南運河の水が不足したので、朝八時から夕方まで南運

河にすべての水を流し、夜に馬廠減河に水を流して時間により分水した。その他に小站一体の米は、この時期軍糧城にある日本の軍糧公司に買い占められていたが、その船が馬廠減河の興農閘の上流の小站の槽場までくる時には、日本側の指示により九宣閘より放水し、馬廠減河を航行可能にした。

もう一つは小站地区の東側にある興農閘の管理である。その開閉は九宣閘と関連があり、需水期に九宣閘が開かれるとその水を馬廠減河に貯めるために閘農閘は閉じた。そして旧暦の三月一三日から八月一五日まで閘を閉じていた。閘の開閉は閘目一人、閘夫六人で行うが、彼ら全員が閘農閘の近くの東閘村の出身で、南北運河河務局に雇われているが、農業との兼業である。なお盧溝橋事変までは閘農閘は河務局と小站営産(営房)管理局との共同管理であり、閘夫の給料の一部も小站営産(営房)管理局が負担している、当時は閘農閘の管理をめぐって両組織の意思疎通はうまくいっていたが、その後は南北運河河務局のみの管轄下に入り、両者の意思疎通はうまくいかなかった。この点は小站地区を管理している小站営産(営房)管理局、その後の営田局の後継組織である農田管理局側にとって不満であった。また盧溝橋事変以後、当地の土匪李秀山が大きな勢力を持ち、閘の開閉にも彼の承諾を必要とした。この点も南北運河河務局の水利管理機能の低下を現す象徴的な事

件であった。

(2) 河北省小站農田管理局の水利管理

小站營産(營房)管理局は、冀察綏靖公署の宋哲元の率いる第二九軍が日本軍との戦闘の前面に立ったこともあったせいか、盧溝橋事変開始以後、上級組織との関係が切斷され局務を停止した。一九三七年一〇月、日本軍に協力した天津治安維持会の天津県政府小站營田局として局務を再開

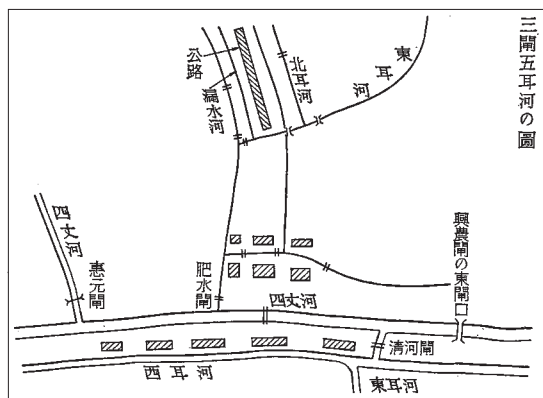


図2 三閘五耳河の図

出所：『中国農村慣行調査』第6巻、204頁。

し、天津県公署の管理下に入った。一九三八年三月、河北省天津県政府小站營田局と改名した。一二月、河北省小站營田局と改称し、河北省公署建設庁の直轄となり、一九四一年一月、河北省小站農田管理局と改名した(以下農田管理局と略称する)。

農田管理局の小站での閘や河の管理は、比較的大きな「三閘五耳河」に對象が限定されており、水利管理機能の低下は顕著であった。すなわち對象となるのは馬廠減河北岸を北へ流れる四丈河とそこにある惠元閘(引水面積二万二〇〇畝)、同じく北岸にある肥水閘(引水面積一万三二〇〇畝)とそこを流れて先で分岐する東耳河と北耳河、南岸にある清河閘(引水面積一万五四〇〇畝)とそこを流れて先で分岐する東耳河と西耳河である。閘の中でも比較的規模の小さい南双閘、北双閘、北開口、潮水閘、北小閘、南潮水閘等多くの閘が管理の對象から外されている。これらの閘の管理は村や個人の管理に任せられた。三閘の開閉は、閘目一人、閘夫四人で行い、彼らは小站と東閘村の出身で農田管理局に雇われ給料をもらい、農業との兼業である。彼らは興農閘の閘夫とも顔見知りであり、興農閘の開閉時に加勢にいった。当時馬廠減河が水不足であったため、三閘はたいいてい開いていたが、増水期には閘を閉めた。また橋については以前全てのものを管理していたが、閘がある橋のみ管理することになった(ただし閘について

は三聞しか管理しなかった。満鉄の調査以前に、聞のついでに交通用の橋は県の管理に移された。県は橋を修理する場合には、費用や労働力の提供を各村に割り当てた。なお非常に小さい橋は、村や個人が管理した。

農田管理局の管理下の農田でも聞を使用して引水する佃戸と涵洞を使用して引水する佃戸がいた。その場合に聞使用者の使水が優先された。すなわち小満節、芒種節以後、新暦の一〇月まで涵洞を開けさせなかった。ただし芽子垢(苗代田)を作る時だけは、涵洞を開けることを許した。また新しく涵洞を作ることを許さなかった。なお涵洞の修理は所有者の負担であった。

そのほかこの時期の大きな問題は、馬廠減河上流で日本の開拓会社などが水田を開墾し、そのために涵洞を作ったことであった。すなわち上流の南運河との分岐点である九宣開付近で、日本の盛大会社が二〇〇〇畝の水田開墾を始め、馬廠減河に涵洞を作ったため、小站の農民が反対した。この話は南北運河河務局より上の組織で許可が得られず、盛大公司是撤退し農民に賠償した。また中塘付近で日本の藤井会社が勲記公司や張敬堯の開墾した土地を買収してまず五〇〇〇畝の水田を開こうとした。また一朝鮮人が、馬廠減河南岸の趙家房子の北側に三〇〇〇畝の水田建設を計画し涵洞建設中であつた。鹹水沽新民会の日本人と思われる小泉も中塘付近で涵洞の建設を計画した。特にこ

れらの公司是聞からモーターで揚水をするので馬廠減河の水量が減ってしまった。それに対し小站の農民が反対し、一九四一年小站の農会が小站農田管理局に「禁止上流建關地」という請願をし、省公署の認可を得て、農田管理局は八月に「河北省小站農田管理局所轄農田及減河附近民田需水辦法」を出し、上流に民田を開墾し聞や涵洞を作ることを禁止した。

耳河は放っておくと河底に土砂がたまり、三尺、五尺となり、水の流れを阻んだ。したがって農田管理局は、本来毎年五耳河の河底を掘る必要があつた。しかしながら掘るためには三万円必要であつたが、資金難で六〇〇〇元の資金しかなかった。そのため多くが保長兼農会の幹事長をしている佃戸の代表と相談し、不足額は佃戸側が各村で分担し、掘る箇所や実施時期を決め、労働力を提供した。農田管理局は佃戸代表の実施計画に応じて六〇〇〇元を分配し、工事も佃戸側に任せた。なお工事の労働者の半数は小站の佃戸が占めたが、それ以外は春先から農作業に雇われるために津浦鐵路や山東から来た苦力が占めた。また五耳河の本流以外も掘る必要があつたが、それは佃戸が行つた。なお土匪李秀山は農会にも勢力を拡大して影響力を及ぼした。このように農田管理局は資金不足のために、佃戸側の協力無しには五耳河の浚渫すら行えず、ここでも水利管理機能の低下は顕著であつた。その他に土砂で埋まった

耳河の河道の変更や溝の移設も、関係する佃戸が農田管理局に請願をして、彼らの費用負担で行われた。⁴⁹⁾

このように農田管理局が十分な水利管理を行えないのは、収入不足もあった。従来河底の浚渫等水利施設の修理には佃戸からの小作料収入や水利費収入に頼っていた。農田管理局の一九四一年度の収入源、および納めなければならない小作料額は、①地租(四万八四四八・〇〇五元)、②葦湖租(三一七三・五七三元)、③水利費(二二八九・〇一三元)、計五万三八一・五九一元にしかならなかった。これでは経常費を支出した上で五耳河の河底を掘る費用三万円を出すことなど不可能である。

次に「修正河北省小站農田管理局徴収各項租費規則」(一九四一年六月省認可施行)によって、租費徴収の対象となった土地を述べると以下の通りである。

①地租―稲田、区田(どちらも水田)、旱田、荒地(荒地で引水できないアルカリ地、秋草ができる)、荒場(荒地で労力を加えれば水田にすることも可能な土地)、河埂(河を浚渫した土でできた堤防の土地、豆や麦を作る)、河辺等。

②葦湖租―葦坑、葦溝(葦のとれる土地)、魚葦(葦と魚のとれる土地)、洩水溝、洩水河(葦を植えたり、魚をとれる土地)、荒坑(放任されている坑に自然に生えた牧草をとる土地)等。

③水利費―農田管理局管轄下の土地からは水利費はとらず、管轄外の民田で管轄地の境界から二里以内の土地で用水している農家からとる。一九四二年から五里以内に拡大して増収を目指した。⁵⁰⁾

(3) 農田

天津東第七区小站郷の農田管理局の管轄下の官田(当時農田管理局の管轄していた新城、軍糧城、鹹水沽等の官田は含まない)は、五万八三〇〇畝であった。このうち一八〇〇畝の旱田以外はすべて水田であった。この広さは周盛伝時代の六万畝とあまり変わらないが、満鉄の調査ではこの時期までに荒廃した水田があったという記述もある。この数字は農田管理局に登録されている土地の面積で、実際に耕種可能なのはもっと少ないのではないかと思われる。その他に三万畝の民田の水田があった。米が全体の七、八割の生産を占め、その他に高粱、玉米が生産され、また葦があちこちからとれた。⁵¹⁾

栽培される稲の品種については、従来白芒子、紅芒子、一九三〇年代に胡蘆頭が入って生産されていたが、盧溝橋事変以後、日本種の陸羽、愛国、銀坊主などが激増し、在来種の白芒子は無くなり、紅芒子は少なくなり、在来種と日本種の比率は二対八になった。日本種が激増した理由は収穫高が多いからである。ただし日本種は種子を日本の軍

糧公司から買わねばならず、種子の量や水も多く必要であった。収穫した米も一九四一年以後、軍糧会社に売れるようになり、一九四二年以後は軍糧公司しか売れなくなり、私蔵も許されなくなった。このように小站は米の生産レベルで日本の占領統治の末端に組み込まれていった。

佃戸による農業経営の面では、多くの外地、すなわち山東省各県や河北省の静海、青、滄、東光、塩山、大名などの県などから来る短工を雇用して行った。特に短工を雇用するのは、旧暦四月の栽秧（苗代田から田に苗を移植する）の時と八月一五日頃（早稲）および九月半ばから一〇月初め（晩稲）の収穫の時である。栽秧の時は、ほとんどすべての佃戸が短工を雇用する。この時期になると毎日五〇〇人から一〇〇〇人がやってきて、このような状態が二週間続く。雇用する数は四、五〇畝の水田で一〇人前後であった。その他に一年中農業労働に雇われている年工、夥計がいた。収穫の時には、刈った稲を束にして二、三日現場に立てかけて風に当て、それが盗まれないように青苗会を作って看青的を雇って見張りをさせた。

この時期、佃戸が永佃（永小作）地をさらに一年ごとの期限内で小佃戸に小作させることが行われた。これはかなり行われていて、その割合は佃戸の三、四割、耕作面積の二、三割にのぼった。この場合は農田管理局の許可を得る必要がなかった。また佃戸が永佃地の小作権、使用权を他人に売

買することも多く行われた。その相場は、一畝につき二、三〇〇元ぐらいであった。その場合は当事者が農田管理局に来て事情を話し、名義書換をして新執照（許可証）を受け取った。ただ盧溝橋事変の混乱に乗じて、佃戸が農田管理局に秘密に永佃地の使用权を譲った例が多かった。その他に佃戸は農田管理局に無断で、永佃地を質入れたり、抵当にすることができた。その時の価格は、どちらも一畝あたり二〇〇元ぐらいであった。これらは農田管理局の佃戸管理の弱体化の要因となった。このように佃戸の永久的な小作権、土地使用権が権利化しほかの佃戸に貸されたり、売買されたり、質入れや抵当の対象になった。なお佃戸は農田管理局への租以外に、県公署の畝捐七角、郷公所の分担金を負担した。

おわりに

以上述べた点を簡単にまとめたい。周盛伝による小站墾区の水利建設は、光緒元年から始まる第一期工事で海河の水を引き、光緒六年の第二期工事で南運河の水を、馬廠減河を通じて小站墾区に引いた。南運河の軟水は、小站墾区の塩をとり除くのに大変重要な役割を果たした。開墾された小站と新城墾区の熟田は六万畝を下らなかった。この工事は清朝の財政困難により民夫を雇えず、第一期は盛軍兵

士のみで、第二期は他軍の応援を得て行った。またこの工事は哥老会の襲撃や大飢饉に直面しながら行われた。耕種の面では、早くから兵士はそれに携わらず、盛軍の営務処が永小作権を認めた小作人と営が直接雇用した民人が行った。その他に馬廠減河や耳河沿いの橋や閘の管理のために盛軍の下で汎兵一二〇名が置かれた。

清末日清戦争後、直隸総督の下で小站営田局が建設され、小站や新城の営田を管理することになり、営田は軍田から官田になった。また小站には袁世凱の率いる新軍が駐屯して訓練を行った。小站営田局は馬廠減河上流で用水は営田優先にするなど条件付きで民田開墾を認めた。しかしながら一九〇〇年後、清朝の光緒新政による産業育成策もあり、富裕な士紳、大商人、株を集めた会社が馬廠減河上流で大規模な開墾をして涵洞や閘を作った。このような使水と南運河の水量の激減により、小站と新城の営田のうち一万畝が荒廃し、四万畝が十分な収穫ができなくなった。そのため営田局は、南運河の水量にかかわらず芒種節の前夜一四日は営田が使水をするとか、民田のうち用水の必要性が作れる地域を限定して、営田の利益を守ろうとした。民国以後、河務局が馬廠減河の堤防の管理に関与し、河兵を派遣した。またそれ以前から南運河の分岐点にある九宣閘および興農閘の近くの東閘口に閘夫を配置した。この時期、軍閘などによる小站上流での大規模な開墾が進ん

だ。用水をめぐる小站の村民と他村の村民との衝突が起こり、また静海県村民との水争いが起き、その時は小站が優先的な用水権を認められた。営田局については、一時、南開大学の下に置かれ小站も校田となったが、一九三七年、宋哲元の率いる冀察綏靖公署が回収し小站営産(営房)管理局を置き、小站は再び官田となった。

日中戦争開始後、南北運河河務局が馬廠減河およびそれに平行する耳河まで管理し、工巡夫(河兵)を派遣したが、その数は五人しかおらず、以前に比べて水利管理機能は弱体化した。ただ洪水防止などのために馬廠減河十里以内の住民を徴用することができた。その他に九宣閘を管理し、小站の需水期に南運河の水量が少ない時には、昼は南運河に水を流し、夜は馬廠減河に水を流し、小站の水を確保した。興農閘は以前、小站営産(営房)管理局の後継組織である営田局と共同管理であったが、南北運河河務局の単独管理になり、両者の意思疎通がうまくいかなかった。営田局は一九四一年河北省小站農田管理局となったが、管理できるのは比較的大きい三閘五耳河、および閘のある橋のみであり、小さな閘や支溝や閘のない橋などは、個人や村、県が管理した。また農田管理局は五耳河の浚渫ですら資金の一部を負担できただけであり、残りの資金は佃戸が分担し、工事も佃戸側が行い、農田管理局の水利管理機能が弱体化していた。これらの背景には佃戸からの小作料

収入や水利費収入に頼る農田管理局の収入不足があった。なお上流で日本の開拓会社が水田を開発し、閘や涵洞を作ることが顕著であったので、農田管理局はそれらを禁止した。

小站で栽培する稲の品種については、日本種が激増した。その理由は日本種の方が収穫が多いからであるが、種子は日本の軍糧公司から買わねばならず、一九四二年以後、米は軍糧公司のみしか売れず、小站は米の生産レベルで日本の占領統治の末端に組み込まれた。農業経営の面では、多くの外地からの労働者を短工や年工、夥計として雇用した。また佃戸の永久的な小作権、土地使用権が権利化し、それが農田管理局に無断でほかの佃戸に貸されたり、売買されたり、質入れや抵当の対象になった。これらのことは農田管理局の佃戸管理の弱体化をもたらしした。

〔付記〕 本稿は山西大学主催で中国、臨汾で二〇一〇年八月一二日に行われた「首届中国水利社会史国際學術研討会」で口頭で報告し、その後その一部を改稿したものである。

注

- 〔1〕 『中国農村慣行調査』第六卷、岩波書店、一九五八年。
〔2〕 河北省邢台県を対象としての研究史について最近整理

したものととしては、森田明『水利共同体』論に関する中国からの批判と提言（『東洋史訪』一三三号、二〇〇七年）を参照。なお私自身も河北省邢台県の水利用について、最近「近代中国華北農村の水利用組織と村落、宗教圏について——河北省邢台県を例として」（愛知大学国際問題研究所紀要）第一三五号、二〇一〇年）を書いた。

〔3〕 郭鴻林「清代周盛伝小站屯墾述略」（『古今農業』一九九一年第三期）。以下では郭鴻林論文と略称する。

〔4〕 王建党「華北平原水利与社会分析」（二三八八一—一九四九二）（『中国農史』第一九卷第二期、二〇〇〇年）。以下では王建党論文と略称する。

〔5〕 王建党『伝統社会末期華北農村生態与社会』生活・讀書・新知三聯書店、二〇〇九年。以下では王建党著書と略称する。

〔6〕 「年譜（原名磨盾紀実）」（周家駒編『周武壯公遺書』巻首、光緒三二年（一九〇五）、ただし文海出版社、一九六九年影印本による）、「周盛伝」（趙爾巽等撰『清史稿』巻四一六列伝二〇三、一九二七年、ただし中華書局、一九七七年出版による）。

〔7〕 「滅河」（民国『静海県志』丑集 土地部、一九三四年、ただし成文出版社、一九六八年影印本による）。

〔8〕 「年譜（原名磨盾紀実）」、郭鴻林論文、三七頁。
〔9〕 「年譜（原名磨盾紀実）」。

〔10〕 「年譜（原名磨盾紀実）」、『中国農村慣行調査』第六卷、一九二一—一九三頁。

- 〔11〕「年譜（原名磨盾紀実）」、郭鴻林論文、三七頁。
- 〔12〕「年譜（原名磨盾紀実）」、「変通新城田畝為義学経費稟」（周家駒編『周武壮公遺書』巻九、行実編、光緒三十一年（一九〇五））。
- 〔13〕朱壽朋編『光緒朝東華録』光緒六年六月条（ただし中華書局、一九五八年出版による）。
- 〔14〕「変通新城田畝為義学経費稟」。
- 〔15〕「年譜（原名磨盾紀実）」。
- 〔16〕「民領熟田稟」（周家駒編『周武壮公遺書』巻七 屯政編、光緒三十二年（一九〇五））。
- 〔17〕「年譜（原名磨盾紀実）」。
- 〔18〕「飭臬領發田照稟」（周家駒編『周武壮公遺書』巻七 屯政編、光緒三十二年（一九〇五））。
- 〔19〕「民領熟田稟」。
- 〔20〕「水利応行事宜三条」（周家駒編『周武壮公遺書』巻七 屯政編、光緒三十二年（一九〇五））。
- 〔21〕「周盛伝（周海波）（趙爾巽等撰『清史稿』巻四一六 列伝二〇三、一九二七年）、「年譜（原名磨盾紀実）」、郭鴻林論文、三五頁。なお周盛伝の没年は、「周盛伝」では光緒一〇年となっているが、「年譜（原名磨盾紀実）」によれば、彼は光緒一〇年にはまだ生存して活動しており、光緒一一年に死亡したとなっているので、光緒一一年とした。
- 〔22〕『中国農村慣行調査』第六巻、一八九頁。
- 〔23〕「直隸宮田局稟覆核議張道籌擬宮田辦法文並批」（甘厚慈輯『北洋公牘類纂統編』巻二〇 水利、宣統二年（一九一〇）、ただし文海出版社、一九九九年影印本による）。
- 〔24〕『中国農村慣行調査』第六巻、一九二頁。
- 〔25〕陳光裕「『小站稻』の歴史源流」（『中学歴史教学』一九九五年第二期、一八頁）、「天津道詳減河水小宮田溝渠乾涸提啓九宣開板以恤農艱請查核文並批」（甘厚慈輯『北洋公牘類纂統編』巻二〇 水利、宣統二年（一九一〇））では天津宮田墾務総局と記されている。
- 〔26〕「直隸宮田局稟覆核議張道籌擬宮田辦法文並批」。
- 〔27〕右に同じ。
- 〔28〕右に同じ。
- 〔29〕「天津小站宮田局詳佃民請示禁減河南岸安設鉄桶応否照准文並批」（甘厚慈輯『北洋公牘類纂』巻二四 農務（水利附）、光緒三十三年（一九〇七）、ただし文海出版社、一九六六年影印本による）。
- 〔30〕「直隸宮田局詳宮田溝渠乾涸稻秧枯稿請提九宣開放水文並批」（甘厚慈輯『北洋公牘類纂統編』巻二〇 水利、宣統二年（一九一〇））。
- 〔31〕「直隸宮田局稟覆核議張道籌擬宮田辦法文並批」。
- 〔32〕「直隸宮田局詳定小站宮民各田善後章程」（甘厚慈輯『北洋公牘類纂統編』巻二〇 水利、宣統二年（一九一〇））。
- 〔33〕『中国農村慣行調査』第六巻、一七七、一九二頁。
- 〔34〕右に同じ。
- 〔35〕『中国農村慣行調査』第六巻、一八九、一九二頁、李暢興「小站和小站稻今昔」（『天津農林科技』一九九六年第四期、三四頁）。なお『中国農村慣行調査』第六巻、一八九

頁では小站官産管理局となっており、一九二頁では官産官房管理局となっており、どちらとも確定できないので、小站官産(官房)管理局と表記する。

〈36〉『中国農村慣行調査』第六卷、二〇七、二二二頁。

〈37〉『中国農村慣行調査』第六卷、二二二頁。なお「種福台」と記されているのではなく、種の字はカタカナで、中国語の音を当てたとと思われる「ツン」(tun)と書かれ、全部の表記は「ツン福台」と記されている。

〈38〉天野元之助「中国における水利慣行」(『史林』第三八卷第六号、一九五五年、一四四頁)。なお天野元之助は、この話を『天津大公報』一九三四年一月二六日の記事として、『天津大公報』の該当日にはこの記事は載っていない。

〈39〉『中国農村慣行調査』第六卷、二〇六頁。

〈40〉『中国農村慣行調査』第六卷、二二二頁。

〈41〉『中国農村慣行調査』第六卷、一八九、一九二、二〇七、二二二―二二三頁。

〈42〉『中国農村慣行調査』第六卷、二一八―二二〇頁。なお開夫の数は、二〇八頁では五人であり、二一〇頁では四人であり、どちらとも確定できないので開夫四人(五人)と表記する。

〈43〉『中国農村慣行調査』第六卷、二二三―二二四、二二六頁。

〈44〉『中国農村慣行調査』第六卷、一八九、一九二頁。

〈45〉『中国農村慣行調査』第六卷、二〇三―二〇五、二一六

―二一八頁。

〈46〉『中国農村慣行調査』第六卷、二二二―二二三頁。なお二三頁では、満種となっているのは芒種の誤りであるう。

〈47〉『中国農村慣行調査』第六卷、二〇六―二〇七頁。

〈48〉『中国農村慣行調査』第六卷、二一八―二一九頁。

〈49〉『中国農村慣行調査』第六卷、二二〇―二二二頁。

〈50〉『中国農村慣行調査』第六卷、一九七―一九九頁。

〈51〉『中国農村慣行調査』第六卷、一八〇―一八一頁。

〈52〉『中国農村慣行調査』第六卷、一八四―一八五、一八七―一八八頁。

〈53〉『中国農村慣行調査』第六卷、一八六―一八九頁。

〈54〉『中国農村慣行調査』第六卷、二〇二頁。

〈55〉右に同じ。